

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

本市は、知多半島の北西部にあって、名古屋市から南へ20km圏内に位置し、西は伊勢湾に面し、温暖な気候と平坦な地形で形成された都市的地域に位置付けられた都市近郊農村である。

このような立地条件から、水稻を中心とした露地野菜、施設野菜、果樹、花き施設園芸等を取入れた複合経営が主流となった農業経営を展開しており、近年においては、施設野菜（ふき）、花き施設園芸等の施設型農業が中心となっている。露地野菜では、たまねぎ・レタス等の産地であり、なかでも小たまねぎのペコロスは全国有数の産地が形成されている。

2 農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造については、都市化、工業化の進展に伴い、他産業への雇用環境が出来上がったため、準主業経営体及び副業的経営体の割合が85%近くを占めている。一方、主業経営体では、高齢化が進み、農業後継者も減少傾向が顕著である。このような現状から今後は、農家の兼業化、高齢化、経営規模の縮小等による遊休荒廃農地の一層の増加が懸念される。

こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定した副業的経営体から規模拡大志向農家への農地の流動化は、補助事業を始めとする各種事業の実施により、一定の成果を上げてはいるものの、耕作の放棄、相続等による農地の分散が増加傾向にあることから、遊休農地が拡大している。これに歯止めをかけるため、新規就農者や市内で規模拡大を目指す担い手に対し、引き続き、遊休農地化する前に積極的に貸手、借手のマッチングを行うとともに、人・農地プランに即して地域の実情にあった取組を進め、効率的・安定的な農業経営の確保・育成と農用地の利用促進及び分散した農地の集約化を図る必要がある。

3 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しを踏まえ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和12年度の農業経営の発展の目標を明らかにした。これにより、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についても更なる経営強化を推進する。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を目標とし、当該基幹経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する。

また、新たに農業を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成して、農業経営開始から5年後に、農業所得で生計が成り立つ農業経営を実現する青年等を確保・育成する。

	年間農業所得	1人あたりの年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営の目標	主たる従事者1人当たり 概ね400万円 基幹経営体当たり 概ね800万円 ※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出 他産業従事者生涯所得（約1億9千万円） ÷45年間（20歳から64歳）≒400万円	概ね1,800時間
新たに農業を営もうとする青年等の農業経営の目標	概ね250万円程度	概ね2,000時間

4 農業経営基盤の強化の方策

本市では、農業を担う農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者への支援

市農業委員会、あいち知多農業協同組合（以下「JAあいち知多」という。）、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課（以下「県農業改良普及課」という。）、知多市土地改良区（以下「土地改良区」という。）、市等で構成する知多市担い手育成総合支援協議会（以下「担い手協議会」という。）を十分に機能させ、効率的かつ安定的な経営を目指す農業者に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの農業の将来について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成を促すとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を支援するものとする。

目標に向けて経営改善を図る農業者（認定農業者）に対しては、農用地の利用

集積や生産方式の改善、経営管理の合理化のための研修、補助融資制度活用等の支援措置を総合的に講ずる。

親元就農や第三者継承の場合は、農地等が次世代の担い手に確実に利用されるために事業の計画的な継承が必要であり、経営分析や経営計画の作成、雇用に関する知識の向上などについて、県農業改良普及課を通じ、中小企業診断士等専門家の派遣等を活用して経営改善を支援する。

地域農業の維持発展に関しては、認定農業者等地域の担い手と地域コミュニティ等の多様な組織、人材との連携が重要であり、本市の特性に合った品目別対策や多面的機能支払制度など国の制度の活用により支援する。

○認定農業者への誘導目標

	目標値	令和2年度末現在認定農業者数
認定農業者数※1、※2	70人	54人

※1 目標とする認定農業者数には、新規就農者の他に夫婦及び親子連名での認定申請を含む。

※2 認定農業者数は各年度末の人数（法人1経営体も1人とする。）

(2) 流動化等の推進

農業経営の改善を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者等に対しては、市農業委員会、JAあいち知多、愛知県農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の貸手と借手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて、流動化を進める。特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。第5条第3項））の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

加えて、「人・農地プラン」で定められた地域の方針の検証、改善を通じて、効率的かつ安定的な農業を営む者に対し、分散する農地の集約化を促進する。

また、近隣市町の農業者や農業法人、一般企業の農業参入等による農地の再編を行うなど、意欲ある担い手の参入により、地域全体の農業の推進・発展を図る。

(3) 施設園芸の推進

集約的な経営展開を助長するため、県農業改良普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改良による高収益化や新規作目の導入を推進する。

(4) 組織化の推進

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業法人等の組織経営体への経営発展母体として潜在的な可能性を持っていることから、地域及び営農の実態等に応じた生産組織の育成に努めるとともに、当該組織全体の協業化、法人化も視野に入れた取組を推進するものとする。

(5) 総合推進

水田農業における作業受託等の需要の増加に対応するため、J Aあいち知多等による農作業受託機能の強化支援に努めるとともに、農家子弟を始めUターン者、定年帰農者、新規参入者（企業等を含む）など意欲ある担い手の就農を促進することにより、地域農業の維持発展を図る。

また、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、先駆的女性農業者の就農モデルをプラットフォーム化するとともに、積極的な情報発信を行って、女性の参入意欲の高揚に努めるとともに、農業委員やJ Aあいち知多の役員等への登用、人・農地プランや地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

また、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を、市の農業を支える基幹的経営体育成施策の中心に位置づけ、同計画の実現に向けて、集中的かつ重点的に支援するよう努めることとし、関係機関等と緊密に連携して、制度の有効的・効率的な活用を図るものとする。

なお、地域の面的な広がりを対象とした強い農業・担い手づくり総合支援事業や土地改良事業等の実施に当たっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者等に十分配慮し、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行うものとする。

(6) 指導体制

県農業改良普及課及びJ Aあいち知多と連携し、認定農業者等で経営改善を志向する者の求めに応じて、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の助言を行う。

特に、規模拡大を目指す農業者に対しては、適切な資金計画のもとに投資を行っていくため、必要に応じ株式会社日本政策金融公庫等関係機関の協力を得て、資金計画に係る指導を実施する。

また、農業経営改善計画の更新を行う認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等について、県農業改良普及課の協力を得て実施する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農者の現状

過去5年間の青年等就農計画の認定数は6人となっており、9年前と比較すると新規就農者数は減少している。従来からの基幹作物であるタマネギ、ペコロス、レタス、フキ等の産地の維持・拡大を図るため、地域農業の担い手を継続的に確保していく必要がある。

(2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

前号に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図る。

愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に掲げられた新規就農者の確保目標である年間200人を踏まえ、本市においては、50歳未満の新規就農者について、年間2人の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成してい

くためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については、市農業委員会（農地法による許可）や愛知県農地中間管理機構（農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画への位置付け）、市による紹介を、技術・経営面については、県農業改良普及課やJAあいち知多が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、JAあいち知多の販売組織への加入や、地域の組織活動への参画を促すとともに、経営改善の支援を行って、地域の中心的な経営体へと成長するよう育成に努めるものとする。

(4) 地域（産地）で農業経営に取り組む新規就農者の確保・育成

新たに産地において農業経営を営もうとする青年等に対し、従来からの基幹作物であるタマネギ、ペコロス、レタス、フキを中心に農業経営に取り組むよう、推奨に努めることとする。このため市は、JAあいち知多、各生産組合等と連携し、栽培技術・経営改善の指導や販路の確保を行い、早期に当該青年等が目標の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるよう支援体制の整備に努めるものとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した効率的かつ安定的な農業経営の年間所得及び年間労働時間の目標を達成するための指標として、現に市及び知多管内で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型を示す。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び更なる所得向上を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稲 従事者数 ・家族 2.0人 ・他に雇用	〈経営規模〉 水田 45ha 〈作付面積〉 水稲移植 15ha 水稲直播 8ha 飼料用米 22ha	〈資本装備〉 ・トラクター(60ps) 3台 ・トラクター(90ps) 2台 ・田植機8条 2台 ・V溝播種機AD10 1台 ・乗用管理機 1台 ・コンバイン(ドレン付) 2台 ・アタッチメント 各種 ・2tトラック 1台 ・軽トラック 1台 ・フォークリフト 1台 ・倉庫 300㎡ ・育苗施設 一式	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・システムによるほ場管理 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 *管理会計 簿記記帳結果を経営状態の把握、計画作成及び意思決定に役立てるようすること。(以下同様) ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・経営所得安定対策を活用 ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・需要者ニーズに対応した生産 ・飼料用米に対応した低コスト、多収生産技術の導入		・不耕起V溝直播栽培技術の導入 ・移植・V溝直播の組合せによる作業分散 ・早生品種導入による作業分散 ・V溝直播栽培による飼料用米の多収・低コスト生産 ・スマート農業の導入による作業精度の向上及び作業の効率化		
水田作 + 露地野菜 従事者数 ・家族 2.0人 ・他に雇用	〈経営規模〉 水田 8ha 畑 2ha 〈作付面積〉 水稲 6ha 麦、大豆 2ha たまねぎ、レタス 2ha	〈資本装備〉 ・トラクター(25ps) 1台 ・トラクター(38ps) 1台 ・田植機6条 1台 ・コンバイン(ドレン付) 1台 ・アタッチメント 各種 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・格納倉庫 300㎡ ・育苗施設 一式 ・うね立て機 1台 ・移植機 1台 ・収穫台車 1棟 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・システムによるほ場管理 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・経営所得安定対策を活用 ・地域営農システムの整備と農地の集積により作業の効率化 ・施肥量や防除回数の減少による省力化及び低コスト化				

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜 従事者数 ・家族 2.0人 ・他に雇用	<経営規模> 畑 3ha <作付面積> 3ha レタス タマネギ その他	<資本装備> ・トラクター(25PS) 1台 ・は種装置 1台 ・育苗ハウス 1棟 ・アタッチメント 各種 ・移植機 1台 ・かん水装置 一式 ・収穫台車 1台 ・トラック 1台 ・作業場 1棟 ・施肥機 1台 ・管理機 2台 ・動力噴霧器 1台 ・製函機 1台 ・軽トラック 1台	・管理会計の導入 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
		<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・農地の利用集積を進める地域営農システムの構築 ・ほ場の土壌改良のための高能率堆肥散布用トラックの共同利用 ・堆肥当を利用した施肥改善	・連作障害対策の実施 ・省力的栽培、高収量確保のための技術導入 ・全自動移植機、コンテナ出荷等による省力化 ・ピーク時労力に合わせた作期分散	
フキ専作 従事者数 ・家族 2.0人 ・他に雇用	<経営規模> 畑 80a <作付面積> フキ 80a	<資本装備> ・ビニルハウス 80a ・トラック 1台 ・トラクター 2台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・作業場 1棟	・管理会計の導入 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
		<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・フキ無病苗は共同網室（寒冷紗で被覆した施設）で増殖		
施設トマト専作 従事者数 ・家族 2.5人 ・他に雇用	<経営規模> 施設 40a <作付面積> 促成 20a 半促成1 20a 半促成2 20a 抑制 20a	<資本装備> ・ビニルハウス 40a ・管理機 1台 ・暖房機 2台 ・トラック 1台 ・動力噴霧機 1台 ・作業場 1棟 ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・養液土耕栽培装置 一式 ・炭酸ガス発生装置 一式 ・環境モニタリング装置 一式	・管理会計の導入 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・選果・箱詰め外部委託（分業化）、共同化
		<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・養液土耕等の新技術を生かした長期作型における高位安定生産技術の確立 ・苗の生産及び選果・箱詰め作業の分業化 ・環境保全型技術の導入	・消費者ニーズに合った品種の導入 ・施設の利用効率の向上 ・訪花昆虫利用による省力化	

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ナス専作 従事者数 ・家族 2.5人 ・他に雇用	<経営規模> 施設 50 a <作付面積> 施設（促成）35 a 露地（夏秋）15 a	<資本装備> ・ビニルハウス 35 a ・暖房機 2 台 ・トラック 1 台 ・トラクター 1 台 ・管理機 1 台 ・動力噴霧機 1 台 ・作業場 1 棟 ・軽トラック 1 台 ・養液土耕栽培装置 一式 ・炭酸ガス発生装置 一式 ・環境モニタリング装置 一式	・管理会計の導入 ・青色申告の実施 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・共選共販体制の整備 ・苗生産の分業化
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・革新技術の導入や施設・露地の組み合わせによる周年安定生産 ・共同選果による出荷作業の省力化 ・環境保全型技術の導入 ・購入苗（成苗）の利用による分業化		・単為結果性品種の導入 ・養液土耕栽培システムの導入による施肥及び灌水の適正化及び省力化 ・露地栽培における肥効調節肥料主体及び灌水チューブの利用 ・I P M技術の導入		
施設花き 輪ギク 従事者数 ・家族 2.5人 ・他に雇用	<経営規模> 施設 40 a <作付面積> キク 40 a	<資本装備> ・ガラス温室又は硬質フィルムハウス 40 a ・自動防除機 一式 ・管理機 1 台 ・トラック 2 台 ・冷蔵庫 1 台 ・トラクター 1 台 ・選花機 1 台 ・暖房機 6 台 ・作業場 1 棟 ・灌水装置 一式 ・ヒートポンプ 一式 ・炭酸ガス発生装置 一式 ・環境モニタリング装置 一式	・管理会計の導入 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・年3作体系（電照、シェード栽培の導入） ・主要品種を絞り込み、大ロット・均一な生産と確実な業務筋への提供 ・ばら受け共撰による出荷省力化 ・ヒートポンプ等省エネ生産技術の導入 ・単位面積当たりの収益向上		・出荷予測精度の向上 ・炭酸ガス施用、栽植密度の適正化、頭上灌水の実施 ・栽培管理のモニタリング		
施設花き カーネーション 露地 ケイトウ 従事者数 ・家族 2.0人 ・他に雇用	<経営規模> 施設 40 a 露地 40 a <作付面積> カーネーション40 a （施設直轄） ケイトウ 40 a （露地直轄）	<資本装備> ・硬質プラスチックハウス又はビニルハウス 40 a ・自動式防除機 1 台 ・管理機 1 台 ・トラック 1 台 ・冷蔵庫 1 台 ・トラクター 1 台 ・暖房機 4 台 ・作業場 1 棟 ・灌水装置 一式	・管理会計の導入 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・主要品種を絞り込み、大ロット・均一な生産と確実な業務筋への提供 ・単位面積当たりの収益向上		・出荷予測精度の向上 ・灌水、防除の自動化 ・栽培管理のモニタリング		

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設花き バラ	<経営規模> 施設 35 a	<資本装備> ・ガラス温室又はビニルハウス 35 a ・自動防除機 一式 ・トラック 2台 ・冷蔵庫 7台 ・ロックウール施設 35 a ・選花機 1台 ・温風暖房機 3台 ・作業場 1棟 ・ヒートポンプ 7台 ・循環扇 一式 ・炭酸ガス発生機 一式 ・養液循環設備 一式 ・環境モニタリング装置 一式	・管理会計の導入 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
従事者数 ・家族 2.5人 ・他に雇用	<作付面積> バラ 35 a			
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・共撰・共販に基づく周年栽培体系 ・単位面積当たりの収益向上 ・養液栽培 ・湿式輸送		・微粒ミストによる夏季高温対策技術及び冬季の加湿技術の導入・ヒートポンプの有効利用 ・多様な仕立て方法の実践 ・炭酸ガス施用技術の導入 ・栽培管理のモニタリング	
施設花き 洋らん	<経営規模> 施設 30 a	<資本装備> ・ガラス温室又はビニルハウス 30 a ・トラック 1台 ・温湯暖房機 3台 ・作業場 1棟 ・軽トラック 1台 ・冷房機・除湿器 一式 ・ヒートポンプ 15台 ・微粒ミスト 一式	・管理会計の導入 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
・家族 2.5人 ・他に雇用	<作付面積> 洋らん 30 a			
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・用途・企画（贈答用、切花出荷）や物日需要に対応した生産販売 ・周年安定生産と作期短縮による回転率の向上 ・多様な出荷先の確保 ・オリジナル品種育成のための研究・開発		・輸入苗によるリレー栽培 ・ヒートポンプによる暖房、冷房 ・品質向上のための炭酸ガス施用及び加湿 ・日持ち性向上の取組 ・栽培管理のモニタリング ・大輪品種の3回転生産	
果樹 ミカン専作	<経営規模> 施設 90 a	<資本装備> ・ビニルハウス 90 a ・温風暖房機 14台 ・トラック 1台 ・作業場 1棟 ・灌水施設 一式 ・ヒートポンプ 12台 ・循環扇 一式 ・炭酸ガス発生機 一式 ・環境モニタリング装置 一式 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧器 2台 ・管理機 1台 ・選定枝粉碎機 1台 ・オーガー 1台	・管理会計の導入 ・青色申告の実施 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
従事者数 ・家族 2.5人 ・他に雇用	露地 50 a <作付面積> ハウスミカン 70 a 露地ミカン 50 a 中晩柑 20 a			
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・燃油価格の変動に対応できる省エネ技術の活用 ・ハウスミカンによる差別化戦略 ・ハウス中晩柑、露地ミカンによる収益構造の安定を図る		・夏季高温対策による品質安定 ・環境制御技術の活用による生産安定 ・露地マルチ栽培による高品質化 ・計画的改植による優良品種の導入	

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
果樹 イチジク 専作 従事者数 ・家族 2.0人 ・他に雇用	<経営規模> 施設 50 a 露地 30 a	<資本装備> ・ビニルハウス 50 a ・温風暖房機 2 台 ・イチジク用果樹棚 1 式 ・トラック 1 台 ・トラクター 1 台 ・動力噴霧器 1 台 ・作業場 1 棟	・管理会計の導入 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・施設栽培を導入した長期出荷体系 ・JA共撰共販体制に即した生産と販売			
酪農 従事者数 ・家族 2.0人 ・他に雇用	<飼養頭数> 乳牛 50頭	<資本装備> ・牛舎 2 棟 ・パイプラインミルクカー 1 機 ・バルククーラ 1 台 ・コンプリートフィーダー 1 台 ・ハーベスタ (共同) ・ラッピングマシン (共同) ・ふん尿乾燥機 1 機 ・堆肥舎 1 棟 ・ホイルローダー 1 台 ・ダンプトラック 1 台 ・飼料用倉庫 1 棟 ・ふん乾燥ハウス 1 棟 ・糞尿攪拌機 1 機 ・給餌機 1 機	・管理会計の導入 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー利用 ・雇用従事者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・個体管理による精密管理 ・衛生管理の徹底 ・自家育成や預託システムによる後継牛確保 ・地域産粗飼料や飼料用米の利用 ・装置化による省力化		・暑熱対策による生産の安定化 ・乳牛の長命連産化 ・性別別精液の利用による計画的な後継牛確保 ・良品質堆肥の生産	
採卵鶏 従事者数 ・家族 2.5人 ・他に雇用	<飼養羽数> 採卵鶏 1 万羽	<資本装備> ・自動給餌機 1 機 ・ショベルローダ 1 台 ・成鶏舎・施設 2 棟 ・育成舎・施設 1 棟 ・中大すう舎・施設 1 棟 ・集卵庫・倉庫 1 棟 ・洗卵選別機 1 台 ・ワゴン車 1 台 ・鶏ふん発酵施設 一式 ・鶏ふん袋詰機 1 台	・管理会計の導入 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施 ・法人化の検討 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・小商圏での生販一体高収益型経営 ・衛生管理の徹底		・品揃えを優先した品種構成 ・飼料用米の利用 ・良品堆肥の生産	
養鶏 従事者数 ・家族 2.0人 ・他に雇用	<飼養羽数> 採卵鶏 7万羽	<資本装備> ・自動給餌器 1 機 ・攪拌堆積鶏ふん発酵機 1 機 ・自動集卵施設 1 棟 ・ショベルローダ 1 台	・複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施 ・労務管理の徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・小商圏での生販一体高収益型経営 ・衛生管理の徹底		・品揃えを優先した品種構成 ・飼料用米の利用 ・良品堆肥の生産	

〈ステップアップ経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜 従事者数 ・家族 2.5人 ・他に雇用	<p>〈経営規模〉 畑 8ha</p> <p>〈作付面積〉 レタス タマネギ その他 8ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(34PS) 1台 ・トラクター(90PS) 1台 ・管理機 2台 ・乗用管理機 1台 ・育苗ハウス 1棟 ・アタッチメント 各種 ・動力噴霧器 1台 ・製函機 1台 ・うね立て機 1台 ・移植機 2台 ・かん水装置 1式 ・収穫台車 1台 ・トラック 2台 ・軽トラック 1台 ・フォークリフト 1台 ・作業場 1棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入 ・雇用労働力の周年活用 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・雇用従事者の就業規則の整備
	<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・播種作業の分業化と機械化の推進による省力化、大規模化 ・加工・業務用契約出荷による大規模化、収益安定 ・環境保全型技術の導入 ・連作障害対策の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・省力的で環境に配慮した施肥 ・全自動移植機、コンテナ出荷等による省力化 ・品種の選定と肥培管理の改善による加工・業務向け長期安定生産 ・堆肥等を利用した施肥改善 	
フキ専作 従事者数 ・家族 2.5人 ・他に雇用	<p>〈経営規模〉 施設 1ha</p> <p>〈作付面積〉 フキ 1ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニルハウス 1ha ・トラック 2台 ・トラクター 2台 ・耕運機 2台 ・管理機 2台 ・動力噴霧器 1台 ・作業場 1棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・社会保険等の加入 ・労務管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保 ・雇用従事者の就業規則の整備 ・法人化の検討
	<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フキ無病苗は共同網室（寒冷紗で被覆した施設）で増殖 			

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に市及び知多管内で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、主要な営農類型以外についても育成の推進を図る。

〈個別経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜 (キャベツ主体)	〈経営規模〉 畑 1.3ha	〈資本装備〉 ・トラクター(25PS) 1台 ・アタッチメント 各種	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
従事者数 ・家族 1.0人 ・給与受給者(短時間) 1.0人	〈作付面積〉 キャベツ 1.3ha スイートコーン 0.6ha	・軽トラック 1台 ・管理機 1台 ・収穫台車 1台 ・移植機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・育苗施設 一式 ・かん水装置 一式 ・作業場 1棟	・省力機械の取得 ・労務管理の徹底	
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・J A共撰共販体制に即した生産と販売 ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行		・連作障害対策の実施 ・病虫害対策の実施	
露地野菜 (ペコロス主体)	〈経営規模〉 畑 80a	〈資本装備〉 ・トラクター(25PS) 1台 ・アタッチメント 各種	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
従事者数 ・家族 2.0人	〈作付面積〉 ペコロス 30a タマネギ 30a キャベツ 20a	・軽トラック 1台 ・管理機 1台 ・収穫台車 1台 ・動力噴霧機 1台 ・採種、育苗施設 一式 ・かん水装置 一式 ・作業場 1棟	・省力機械の取得 ・労務管理の徹底	
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・J A共撰共販体制に即した生産と販売 ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行		・育苗は自家採種(ペコロス) ・病虫害対策の実施	
フキ専作	〈経営規模〉 畑 50a	〈資本装備〉 ・ビニルハウス 35a ・トラクター(25PS) 1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
従事者数 ・家族 2.0人	〈作付面積〉 フキ 35a 苗場 15a	・軽トラック 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・作業場 1棟	・省力機械の取得 ・労務管理の徹底	
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・J A共撰共販体制に即した生産と販売 ・フキ無病苗は共同網室(寒冷紗で被覆した施設)で増殖 ・基本的栽培技術習得、品質向上		・新品種の導入 ・病虫害対策の実施	

<個別経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
果樹 イチジク 専作	<経営規模> 施設 20 a 露地 15 a	<資本装備> ・ビニルハウス（雨よけ） 20 a ・トラクター(25PS) 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 1台 ・灌水施設 一式 ・作業場 1棟	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得 ・労務管理の徹底	・作業労力の分散 ・雇用の導入
従事者数 ・家族 1.0人 ・給与受給者(短時間) 1.0人	<作付面積> 雨よけイチジク 20 a 露地イチジク 15 a	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・J A共撰共販体制に即した生産と販売 ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施	・簡易雨よけ施設栽培、農協共同出荷 ・病虫害対策の実施	

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び集約化に関する目標は、次のとおりとする。

(1) 農用地の利用集積について

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積が、地域の農用地の面積に占める割合	備 考
概ね 60%	1 割合の算定に当たっての分母とする農用地は地域の耕地面積とする。 2 割合の算定に当たっての分子とする地域の農用地は、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営体が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

(2) 農用地の集約化について

前号の農用地の利用の集積に関する農用地の利用関係の改善を図るため、利用権設定等促進事業や愛知県農地中間管理機構による農地中間管理事業の実施、人・農地プランに基づく地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進するものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

関係機関・団体等とともに前項の目標に関する取組が、効率的かつ計画的に展開されるよう、農業者を始めとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検討し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第4 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

市は、基本方針の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた内容に即し、本市の農業の地域的な特性である、「複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行」などの特徴を十分踏まえ、次に掲げる農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

- (1) 農業経営改善計画・青年等就農計画認定制度の普及
- (2) 人・農地プランによる担い手への農地集積・集約化の推進
- (3) 農地中間管理事業の推進
- (4) 利用権設定等促進事業の推進
- (5) 農用地利用改善事業の推進
- (6) 農作業受委託の推進
- (7) 遊休農地の発生抑制及び再生
- (8) 地域営農の推進
- (9) 農業従事者の確保の推進
- (10) 農業経営の円滑な継承の促進
- (11) 農業生産基盤整備事業の実施
- (12) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業については、市全域を対象として積極的な取組を行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。

また、関係者の合意のもと、地域内の農用地の受け手となり、その有効利用を図る経営体として、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の活用を図る。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

土地利用型農業を主体に、経営の規模拡大を図るため、集落における話合いを基本とした利用集積を推進する。

推進にあたっては、地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及びJAあいち知多の地域の役員が中心となって取り組むものとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じて、それぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作若しくは養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作若しくは養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認めら

れること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいると認められること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、アに掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、JAあいち知多その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」という。第5条で定める者を除く。))は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作若しくは養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。)のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作若しくは養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。)が、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行っ

た結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 知多市土地改良区は、その地内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
 - ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に取り組んでいるJAあいち知多は、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
 - ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。
- (6) 農用地利用集積計画の作成
- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を斟酌して農用地利用集積計画を定めるものとする。
 - ② 市は、(5)の②から③の規定による知多市土地改良区、農用地利用改善団体、又はJAあいち知多からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
 - ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
 - ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するものとする。
- (7) 農用地利用集積計画の内容
- 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。
- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
 - ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営

の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下、「規則」という。)第16条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨の条件

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得なければならない。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、原則、当事者間の話し合いに基づき解決を図るものとする。ただし、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出があった場合には、その円満な解決に努めるものとする。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市長は、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者が(1)の④に規定する者に該当することになった場合（法第18条第2項第6号に規定する者）で、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該権利の設定を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。
- ② 市は、農用地利用計画に定めるところにより利用権の設定を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画の全部又は当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた者で、(1)の④に規定に該当することになった者が農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 市は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨又は当該農用地利用集積計画のうち取り消した部分について市の掲示板に掲示して公告するものとする。
- ④ 市が③の規定による公告をしたときは、当該農用地利用集積計画に係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な

利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域農業関係者等が自ら行う農用地の有効利用及び農業経営の改善のための取組を支援するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、県営ほ場整備地区で各々に組織された営農委員会の活動区域もひとつの区域とする。

(3) 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に関する事項とする。

(4) 農用地利用規程の内容

農用地利用規程においては、次に掲げる事項及びその実施方法を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について、市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実

であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下、「特定農用地利用規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善団体の指導、援助

① 市は、農用地利用改善団体((5)の②の市の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。)が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。

② 市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業改良普及課、市農業委員会、JAあいち知多、愛知県農地中間管理機構等の指導、助言を求めたときは、これらの関係機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

市は、次に掲げる事項について、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な環境の整備に協力するよう努めるものとする。

(1) JAあいち知多による農作業受委託のあっせんの促進

(2) 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成支援

(3) 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発支援

(4) 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化への協力

(5) 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行への協力

(6) 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定への協力

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を行う経営体を育成するために、生産方式、経営管理の高度化に対応した経営感覚を持つ人材の育成に取り組むとともに、意欲のある者が農業に新規参入しやすくなるよう相談機能の一層の充実、指導農家および研修先の確保、研修後の就農先あるいは農地の確保に取り組むものとする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、効率的かつ安定的な経営を行う経営体に取り組む農業従事の態様等の改善に協力することとし、法人化等による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成や高齢者、非農家等の労働力の活用システムの整備について支援に努めるものとする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

市は、第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

知多農起業支援センター（県農業改良普及課内に設置）、JAあいち知多などと連携しながら、就農相談を随時受け付け、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

児童・生徒が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくったりなど、発達の段階に応じた取組を実施する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

愛知県農業大学校や県農業改良普及課、市農業委員会、農業経営士、JAあいち知多等と連携・協力して、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

県農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加やJAあいち知多の生産部会等への加入を促し、栽培・飼養技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金（経営開始型）や青年等就農資金、強い農業・担い手育成総合支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については知多農起業支援センター、生

産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農業改良普及課やJAあいち知多、農地の確保については市農業振興課、市農業委員会、愛知県農地中間管理機構など、各組織が役割を分担して進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア ほ場整備や灌がい排水等の農業生産基盤整備事業の実施について検討するとともに、農業近代化施設等の利用促進を図りながら、国等の支援制度に基づく各種事業を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていけるような支援に努めるものとする。

イ 人・農地プランに基づく地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努めるものとする。

ウ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

農業振興協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和12年度に向けて第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営を行う経営体の育成に資するための取組等について、各関係機関と協議し、行動計画を策定する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を明確化し、関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営を行う経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進するものとする。

イ 市農業委員会等の協力

市農業委員会、JAあいち知多及び知多市土地改良区は、それぞれが農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力関係の推進に配慮するものとする。

第5 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人愛知県農業振興基金は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地の保有の合理化を促進するため、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する事業を行う。

1 農用地利用配分計画の提出等に関する事項

市は、副業的経営体や高齢農家等から担い手への農地の集積を図り、農業生産の維持・発展に努めてきた。

一方、担い手の経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用に課題が生じており、今後10年で高齢化による離農等がさら

に進行することで、農地が大きく供給される一方、相続による農地所有者の分散化や遊休地化が懸念される。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

このため、市及びJAあいち知多は農用地利用集積計画を定める場合には、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供、その他必要がある事項について協力し、次の項目について取り組むものとする。

- ① 担い手の確保・育成、担い手に対する農地の利用集積の公正かつ公平な取り扱いをすること。
- ② 地域農業及び担い手に関する情報や農地の各種情報を提供すること。
- ③ 農地の貸手や借手と的確にコミュニケーションを図ること。

2 実質化された人・農地プランの作成

- (1) 市は、当該区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、適切と認める区域ごとに、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。
- (2) 市は(1)で示した協議には、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めるように努めるとともに、協議の参加者に対し、農地に関する地図を活用して、地域における農業者の年齢構成及び農業後継者の確保の状況把握、その他協議の円滑な実施に努めるものとする。
- (3) 市農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、農業委員及び農地利用最適化推進委員の協議への出席その他協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、令和4年1月25日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）（対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないとは認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1、2の規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、知多市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
Iの①に同じ	<p>1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の2と同じ。</p>

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>Iの①に同じ</p>	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにするものとする。</p>
③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読みかえるものとする。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 方 法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>